

釜石市産木材活用住宅推進事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 市内の森林の活用を促し、森林所有者から建築事業者までを中心とした地域経済の活性化に資するため、市内における自己の居住の用に供する住宅の建設又は購入を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、釜石市補助金交付規則（昭和 50 年釜石市規則第 44 号。以下「規則」という。）、釜石市補助金交付要領（平成 19 年釜石市告示第 79 号。以下「要領」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築工事等 市内に住宅を建設又は購入することをいう。
- (2) 釜石市産木材 次に掲げるいずれかに該当する木材をいう。
 - ア 岩手県産材認証推進協議会が実施する産地証明制度により、釜石市産木材として証明されたもの
 - イ その他市長が認めるもの

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者又は居住を予定している者
- (2) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者

(補助対象住宅)

第 4 条 補助対象住宅は、補助申請を行う年度内に完了する新築工事等で、当該住宅において 10 立方メートル以上の釜石市産木材を使用するものとする。

第 5 条 補助事業の区分、交付対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

区分		交付対象経費	補助金額
釜石市産木材使用量	10 立方メートル以上 20 立方メートル未満	前条に規定する補助対象住宅の新築工事等に要する経費	20 万円
	20 立方メートル以上 30 立方メートル未満		30 万円
	30 立方メートル以上		40 万円

(交付申請等)

第 6 条 補助金交付申請の期限は、毎年度 3 月 15 日とする。

2 要領第 3 条第 5 号に定める書類は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 釜石市産木材活用住宅推進事業補助金内訳表（様式第 1 号）
- (2) 釜石市産木材使用概要書（様式第 2 号）
- (3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項又は同法第 6 条の 2 第 1 項に規定する確

認済証の写し及び建築確認申請書（各階平面図含む）の写し

(4) 建築確認済証等の証明書の写し及び各階平面図（床面積を記入したもの）（前号の確認済証を紛失した場合）

(5) その他市長が必要と認めるもの

（変更の承認）

第7条 規則第6条第1項第1号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、事業計画変更承認申請書を速やかに市長に提出しなければならない。

（工事の中間検査）

第8条 市長は、あらかじめ補助対象者に通知のうえ、当該工事区域内に立ち入り、新築工事等が適正になされているか中間検査を行うことができる。

2 市長は、前項の検査を行った結果、当該新築工事等が適切に行われていないと認められる場合は、当該新築工事等が適切に行われるよう補助対象者に指導を行うものとする。この場合において、補助対象者が当該指導に従わないときは、補助金の交付又は変更の決定を取り消すことができる。

（完了期限等）

第9条 補助事業の完了及び補助金請求書等の提出期限は、毎年度3月25日とする。

2 要領第10条第5号に定める書類は、次のとおりとする。

(1) 工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し

(2) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（建設の場合のみ）

(3) 岩手県産材認証推進協議会が実施する産地証明制度において釜石市産木材であることを証する書類

(4) 完成写真（全景）

(5) その他市長が必要と認めるもの

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

釜石市産木材活用住宅推進事業補助金内訳表

申請者氏名			
住宅の所在地			
工事期間	着工（予定）	平成	年 月 日
	完了（予定）	平成	年 月 日

内訳表

補助内容 () 内は補助上限額（定額：千円）		申請額(千円)
釜石市産木材使用量	①10 m ³ 以上 20 m ³ 未満使用 (200)	
	②20 m ³ 以上 30 m ³ 未満使用 (300)	
	③30 m ³ 以上 (400)	
申請額計		

※ 床面積：建築基準法施行令第2条第1項第4号による延べ面積（各階の床面積の合計）とする。

釜石市産木材使用概要書

申請者氏名					
部位名		材 種	木材使用料 m ³	うち釜石市産木材 m ³	備考
軸組類	柱				
	梁				
	桁類 (敷桁・軒桁等)				
	胴差し・胴つなぎ				
	筋交い・貫				
	間柱・窓まぐさ・窓台等				
	その他 ()				
床組類					
小屋組類					
その他					
合 計			m ³	m ³	